省　令

○外務省令第十三号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに外務省の所管する法令を実施するため、外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十七年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十九条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九条の二第一項第四号中「同項第三号」を「同号」に改め、同条第二項中「又は口頭」を「、口頭」に改め、「含む。）」の下に「又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年十一月十二日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百三十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第七十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十七年七月三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町及び員弁郡東員町並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、愛知海運株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、株式会社石川精工、イズテック株式会社、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、大羽精研株式会社、大見工業株式会社、尾張精機株式会社、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和鉄工所、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三技、株式会社三光製作所、三友工業株式会社、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、中部日本マルコ株式会社、株式会社ＴＥＫＮＩＡ、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社中村鉄工所、南天工業株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松浦、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、三菱レイヨン株式会社、明光工業株式会社、株式会社名光精機、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、アイギ工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワヰ工業株式会社、ＡＰＣエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社加藤製作所、株式会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社佐々木製作所、株式会社信立、有限会社角野製作所、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、槌屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古路鉄工所、ナブテスコ株式会社、株式会社ナベヤ精機、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、株式会社瑞穂製作所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、ヨシテク工業株式会社、株式会社和興、伊勢金型工業株式会社、ＮＴＮ株式会社、エバ工業株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、有限会社愛光電子、アイビーテクノクリエイション株式会社、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、株式会社エヌ・イー、有限会社大島電子、加賀ワークス株式会社、株式会社乾光精機製作所、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社ＪＭＣ、株式会社しなの工業、株式会社タカモリ、多摩川航空電装機器株式会社、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエイション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテップ株式会社、株式会社ティーエー・システム、有限会社野中製作所、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、有限会社矢崎製作所、有限会社ユーズテック、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、富士工業株式会社、株式会社ブローチ研削工業所、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社中京銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、中日信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、国立大学法人名古屋大学及び中部国際空港株式会社

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業